

佐賀県告示第三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安施設地区の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十三年十月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一 保安施設地区の予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱三十五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

武雄市朝日町大字中野字中ノ館七〇三四の一、七〇三五の一、七〇三五の

二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

四 指定の有効期間

三年

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び武雄市農林商工課に備え置いて縦覧に供する。）